

平成 29 年 7 月 27 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

平成 29 年 7 月 19 日

郡市医師会
介護保険担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局介護保険計画課より各都道府県介護保険主管部（局）あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：岩田
横浜市中区富士見町 3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介 43)

平成 29 年 7 月 7 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により、福岡県、大分県の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、厚生労働省より福岡県、大分県をはじめとする各都道府県介護保険主管部局あてに災害により被災した要介護高齢者等への対応に関する事務連絡が発出されました。

災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応といたしましては、介護保険施設や居宅サービス事業所について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても減算を行わないこと、また利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等、市町村に対し柔軟な対応が求められているところです。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただきたくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・災害により被災した要介護高齢者等への対応について
(平 29.7.6 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)

